# 太田市 小水道の手引き

## 【 問い合わせ先 】 太田市役所 環境政策課

電話: 0276-47-1893

FAX: 0276-47-1881

#### 1. 小水道とは

「小水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体で、地下水などを水源とする、水道事業及び水道用水供給事業の用に供する水道、専用水道並びに貯水槽水道以外のものをいいます(臨時に施設されたものを除く)。小水道は、「小水道事業」、「専用小水道」、「専用自家水道」に分類されます。

水道の事業等を行う場合、その多くは水道法の適用を受けますが、小規模なものは適用されません。そういった水道法の適用を受けない小規模な水道の布設及び管理を適正かつ合理的なものにし、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的として「太田市小水道指導要綱」を定めています。

- ・小水道事業: 太田市の区域内のみを対象として小水道により水を供給する事業及び当該事業を行う者に対してその用水を供給する事業であり、給水人口が30人~100人であるものが該当します。
- ・ 専用小水道 : 寄宿舎、社宅、療養所等における自家用の小水道その他小水道事業の用に供する小水道以外 の小水道であって、30人~100人の居住に必要な水を供給するものが該当します。
- ・ 専用自家水道 : 学校、事務所、事業所等における自家用の小水道その他小水道事業の用に供する小水道以外の小水道であって、30人~100人の飲用に必要な水を供給するものが該当します。

#### ◆ 導入決定の前に十分な検討を

小水道事業を開始しようとする者及び専用小水道、専用自家水道を設置しようとする者は、専用水道と同様、水源の確保や維持・管理等の経費等を踏まえ、導入決定の前に十分な検討をお願い致します。導入後になって資金的・ 人的に手当てが困難であることを理由にその管理をおろそかにしてしまうことがあってはなりません。

また、小水道事業を開始する場合は下記に適合するよう努めなければなりません。

- (1) 当該小水道の開始が一般の需要に適合すること。
- (2) 当該小水道事業の計画が確実かつ合理的であること。
- (3) 給水区域が水道事業又は他の小水道事業の給水区域と重複しないこと。
- (4) その他当該小水道の開始が公益上必要であること。

特に(3)の給水区域の重複については、市内全域について太田市水道局の給水区域となっていますので、事業 開始を検討する場合には、あらかじめ市役所へご相談いただきますよう、よろしくお願い致します。

### 2. 小水道設置者の設置・維持・管理について

小水道設置者は、その設置・維持・管理にあたり下記を行ってください。

- ① 設置、変更、休廃止の届出
- ② 水質検査
- ③ 消毒その他衛生上必要な措置

#### ① 設置、変更、休廃止の届出

小水道事業者・専用小水道及び専用自家水道の設置者は、下記書類を市長へ届け出てください。

(1) 小水道事業の開始

提出書類	留意事項
小水道事業開始届	* 事業を開始した日から起算して15日以内に、添付資料を添えて 市長へ届け出ること (太田市小水道指導要綱第4条第1項、【様式第1号】)
事業概要書	* 小水道の経営を必要とする理由及び小水道施設の概況 * 給水区域及び給水人口(事業計画で定める給水区域、給水人口であり、給水人口は30~100人であること) * 給水開始年月日 * 工事費の総額及び財源 * 給水区域及び小水道施設の位置を明らかにする地図
添付書類 工事設計書	<ul> <li>* 1日最大給水量及び1日平均給水量</li> <li>* 水源の種別及び取水地点</li> <li>* 水源の水量の概算及び水質試験の結果         (別表の「水道水質基準項目」の21項~31項を除く)</li> <li>* 浄水方法</li> <li>* 配管における最大静水圧及び最小動水圧</li> <li>* 主要な小水道施設の構造を明らかにする平面図及び断面図(下記に記載↓のものを除く)</li> <li>* 導水管渠・送水管及び主要な配水管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図</li> <li>* 工事着手及び完了年月日</li> </ul>
書類及び平面図	事業又はほかの小水道事業の給水区域と重複しないことを明らかにする ついて太田市水道局の給水区域となっておりますので、重複については さい。
その他市長が必要と認める書類	* 必要に応じて提出していただくことがあります。

#### (2) 専用小水道、専用自家水道の設置

提出書	類	留意事項				
専用小水 専用自家水道	-	* 設置の日から起算して15日以内に、添付資料を添えて市長へ届 出ること (太田市小水道指導要綱第4条第2項、【様式第2号】)				
	給水区域又は給	水場所及び小水道施設の位置を明らかにする地図				
添付書類	水質試験の結 果を明らかに する書類	* 原水についての水質試験結果 (別表の「水道水質基準項目」の21項~31項を除く) * 給水栓水についての水質試験結果及び消毒の残留効果結果 * その他市長が必要と認める書類 (必要がなければ提出不要)				

#### (3) 施設等の変更

提出書類	留意事項
小水道事業変更届	* 届け出た水道事業の用に供する施設に変更があったときは、速やかに、市長へ届け出ること (太田市小水道指導要綱第5条第1項、【様式第3号】)
専用小水道・ 専用自家水道変更届	* 届け出た専用小水道又は専用自家水道の施設に変更があったときは、速やかに、市長へ届け出ること (太田市小水道指導要綱第5条第2項、【様式第4号】)

#### (4) 休止及び廃止

提出書類	留意事項
小水道事業休廃止届	* 小水道事業者は、給水の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、速やかに、市長へ届け出ること (太田市小水道指導要綱第6条第1項、【様式第5号】)
専用小水道・ 専用自家水道休廃止届	* 専用小水道又は専用自家水道を設置した者は、給水の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、速やかに、市長へ届け出ること (太田市小水道指導要綱第6条第2項、【様式第6号】)

#### ② 水質検査

定期及び臨時の水質検査を行ってください。そして、その検査記録を作成し、水質検査を行った日から起算して 5年間保存してください。水質基準については別表「水道水質基準項目」を参照のこと。

- ◆ 毎日検査: 色、濁り、消毒の残留効果に関する検査
- ◆ <u>毎月~5年に1回以上の定期検査</u>: 別表「水道水質基準項目」に示す51項目が対象。条件によっては検査を省略できる項目もある。
- ◆ <u>臨時の検査</u>: 当該小水道により供給される水が飲用に適さないおそれがあると認められる場合に実施。 別表「水道水質基準項目」の全項目が対象。

#### ③ 消毒その他衛生上必要な措置

- ・ 水源地、浄水場、配水池及びポンプ井にみだりに人畜が立ち入らないよう整備し、かつ、その構内は常に清潔を保持するものとする。
- ・ 給水栓における水の遊離残留塩素が 0.1mg/L(結合残留塩素の場合は、0.4mg/L)以上保持するよう塩素消毒をすること。ただし、供給する水の汚染のおそれ等がある場合は 0.2mg/L(結合残留塩素 1.5mg/L)以上とする。
- ・ 水源又は給水区域に消化器系の伝染病流行のおそれがある場合は、液体塩素、さらし粉、次亜塩素酸ノーダ、 塩素ガスのいずれかを用いて給水栓における水の遊離残留塩素が 0.2mg/L(結合残留塩素 1.5mg/L)以上保持 するように消毒を行うこと。

_	_	色、濁り及び消毒の残留効果	1	1	1日に1回	•		
1	病原生物の				1,113.12			
2	代替指標	大腸菌	検出されないこと	1か月に1回		不可		
3		カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下					
4		水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	1				
5		セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	1				
6		鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	1年に2回	5年に1	回	可(注1)	
7		ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	1				
8	無機物	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	1				
9	•重金属	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下					
10		シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	· 1年	<b>手に2回</b>	5年に1回	可(注2)	
11		硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1			•	
12		フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下					
13		ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	1				
14		四塩化炭素	0.002mg/L以下	1				
15		1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	1				
		シス-1.2-ジクロロエチレン及び		1,5,		_		
16	6n → 144.4°	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1年に2回	5年に1	回	可(注1)	
17	一般有機物	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1				
18		テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1				
19		トリクロロエチレン	0.01mg/L以下					
20		ベンゼン	0.01mg/L以下	1				
21		塩素酸	0.6mg/L以下		I.			
22		クロロ酢酸	0.02mg/L以下	1				
23		クロロホルム	0.06mg/L以下	1				
24		ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	1年に2回		5年に1回		
25	Sale ==	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下					
26	消毒	臭素酸	0.01mg/L以下				可(注2)	
27	副生成物	総トリハロメタン	0.1mg/L以下					
28		トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	1				
29		ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	1				
30		ブロモホルム	0.09mg/L以下	1				
31		ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	1				
32		亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下					
33	<b>举</b>	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	1				
34	着色	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	1年1-0回	F # 1 - 4 1	ы	ਗ <i>ਾ</i>	
35		銅及びその化合物	1.0mg/L以下	1年に2回	5年に1	凹	可(注1)	
36	味	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下					
37	着色	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下					
38		塩化物イオン	200mg/L以下		1年に2回		不可	
39	味	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下					
40		蒸発残留物	500mg/L以下	1年に2回	5年に1	回	可(注1)	
41	発泡	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下					
42	カビ臭	ジェオスミン	0.00001mg/L以下		1年に2回(注3)	·	可(注4)	
43		2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		・十1~4四 (土)		~j(/II4/	
44	発泡	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	1年に2回	5年に1	_ _	可(注1)	
45	臭気	フェノール類	0.005mg/L以下	171020	04101	<b>=</b>	可(注)	
46	味	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	]				
47		pH値	5.8以上8.6以下	]				
48		味	異常でないこと		1年に2回		不可	
49	基礎的性状	臭気	異常でないこと	]	171041		个印	
50		色度	5度以下					
51		濁度	2度以下					

注1: 原水、水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合で、過去に基準値の 1/2 を超えたことがない場合は省略可能。

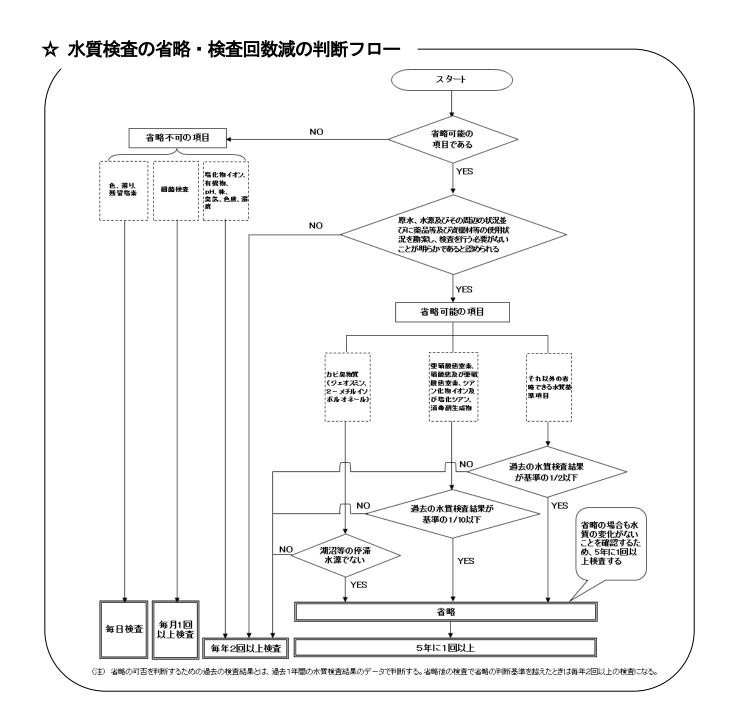
ただし、省略した項目についても、水質に変化がないことを確認するため5年に1回は検査を実施すること。

注2: 原水、水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合で、過去の水質検査(1年以上)で水質基準値の 1/10 を超えたことがない場合は省略可能。

ただし、省略した項目についても、水質に変化がないことを確認するため5年に1回は検査を実施すること。

注3: 湖沼等の停滞水源の場合は1年に2回検査を実施。カビ臭の原因となる藻類の発生時期に実施すること。

注4: 湖沼等の停滞水源でない場合は省略可能。省略する場合でも、5年に1回は検査を実施すること。



#### 太田市小水道指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小水道の布設及び管理を適正かつ合理的なものにし、もって公衆衛 生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「小水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体で、法に規定する水道事業及び水道用水供給事業の用に供する水道、専用水道並びに貯水槽水道以外のものをいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。
- 2 この要綱において「小水道事業」とは、一般の需要に応じて、本市の区域内のみを対象として小水道により水を供給する事業及び当該事業を行う者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が30人未満である小水道によるものを除く。
- 3 この要綱において「小水道事業者」とは、第4条の届出を行って小水道事業を経営する者をいう。
- 4 この要綱において「給水区域」及び「給水人口」とは、事業計画において定める給水 区域及び給水人口をいう。
- 5 この要綱において「専用小水道」とは、寄宿舎、社宅、療養所等における自家用の小水道その他小水道事業の用に供する小水道以外の小水道であって、30人以上の者にその居住に必要な水を供給するものをいう。ただし、水道法の適用を受ける水道及び小水道事業の用に供する小水道から供給を受ける水のみを水源とするものを除く。
- 6 この要綱において「専用自家水道」とは、学校、事務所、事業所等における自家用の 小水道その他小水道事業の用に供する小水道以外の小水道であって、30人以上の者に その飲用に必要な水を供給するものをいう。ただし、水道法の適用を受ける水道又は小 水道事業の用に供する小水道から供給を受ける水のみを水源とするものを除く。
- 7 この要綱において「小水道施設」とは、小水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設(専用小水道及び専用自家水道にあっては、給水施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。)であって、当該小水道事業者又は専用小水道若しくは専用自家水道の設置者の管理に属するものをいう。

(小水道事業の基準)

- 第3条 小水道事業を経営しようとするときは、その事業が次の各号に適合するよう努めるものとする。
  - (1) 当該小水道事業の開始が一般の需要に適合すること。

- (2) 当該小水道事業の計画が確実かつ合理的であること。
- (3) 給水区域が水道事業又は他の小水道事業の給水区域と重複しないこと。
- (4) その他当該小水道事業の開始が公益上必要であること。 (設置等の届出)
- 第4条 小水道事業を開始した者は、当該開始の日から起算して15日以内に、小水道事業開始届(様式第1号)に次の各号に定める書類を添えて、市長へ届け出るものとする。
  - (1) 事業概要書
    - ア 小水道事業の経営を必要とする理由及び小水道施設の概況
    - イ 給水区域及び給水人口
    - ウ 給水開始年月日
    - エ 工事費の総額及び財源
    - オ 給水区域及び小水道施設の位置を明らかにする地図
  - (2) 工事設計書
    - ア 1日最大給水量及び1日平均給水量
    - イ 水源の種別及び取水地点
    - ウ 水源の水量の概算及び水質試験の結果(原水について、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項(ただし、同表21の項から31の項までに掲げる事項を除く。)に関し行った試験の結果をいう。)
    - 工 浄水方法
    - オ 配水管における最大静水圧及び最小動水圧
    - カ 主要な小水道施設(キに掲げるものを除く。)の構造を明らかにする平面図及び断 面図
    - キ 導水管渠・送水管及び主要な配水管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面 図
    - ク 工事着手及び完了年月日
  - (3) 給水区域が水道事業又は他の小水道事業の給水区域と重複しないことを明らかにする書類及び平面図
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 専用小水道又は専用自家水道を設置した者は、設置の日から起算して15日以内に、 専用小水道・専用自家水道設置届(様式第2号)に次の各号に定める書類を添えて、市 長へ届け出るものとする。
  - (1) 給水区域又は給水場所及び小水道施設の位置を明らかにする地図

- (2) 水質試験の結果を明らかにする書類
  - ア 原水について、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項(ただし、同表 2 1 の項から 3 1 の項までに掲げる事項を除く。)について行った水質試験結果
  - イ 給水栓水について、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果について行った水質試験結果
- (3) その他市長が必要と認める書類

(施設変更等の届出)

- 第5条 前条第1項の届出をした水道事業の用に供する施設に変更があったときは、小水 道事業変更届(様式第3号)により、速やかに、市長へ届け出るものとする。
- 2 前条第2項の届出をした専用小水道又は専用自家水道の施設に変更があったときは、 専用小水道・専用自家水道変更届(様式第4号)により、速やかに、市長へ届け出るも のとする。

(休止及び廃止の届出)

- 第6条 小水道事業者は、給水の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、小水道事業休廃止届(様式第5号)により、速やかに、市長へ届け出るものとする。
- 2 専用小水道又は専用自家水道を設置した者は、給水の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、専用小水道・専用自家水道休廃止届(様式第6号)により、速やかに、市長へ届け出るものとする。

(小水道事業者の責務)

- 第7条 小水道事業者は、給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正 当な理由がなければ、これを拒んではならないものとする。
- 2 小水道事業者は、当該小水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければ ならないものとする。ただし、災害その他正当な理由があってやむを得ない場合は、給 水区域の全部又は一部につき給水を停止することができるものとする。

(水質検査等)

- 第8条 小水道事業者・専用小水道及び専用自家水道の設置者(以下「小水道事業者等」という。)は、次の各項により定期及び臨時の水質検査を行うものとする。
- 2 色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査は1日1回以上行うものとする。
- 3 水質基準に関する省令の表1の項及び2の項に掲げる事項についてはおおむね1箇月 ごとに、同表3の項から51の項までに掲げる事項については1年以内ごとに2回行う ものとする。ただし、同表3の項から45の項(38の項を除く。)までに関する検査の 全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、これらの検査

を省略することができるものとする。

- 4 臨時の水質検査は、当該小水道により供給される水が飲用に適さないおそれがあると 認められる場合に、水質基準に関する省令の表1の項から51の項までについて検査す るものとする。
- 5 小水道事業者等は、前3項に規定する水質検査を行ったときは、その検査の結果を記載した書類を当該検査の日から起算して5年間保存するものとする。
- 6 第3項及び第4項に規定する水質検査は、水質基準に関する省令に基づき厚生労働大 臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号)により行うものとする。

(消毒その他衛生上必要な措置)

- 第9条 小水道事業者等は、当該小水道の給水栓における水の遊離残留塩素が0.1 mg/1 (結合残留塩素の場合は、0.4 mg/1)以上保持するように塩素消毒をするものとする。ただし、供給する水が病原微生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原微生物に汚染されたことを疑わせるような微生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合は、当該給水栓における水の遊離残留塩素が0.2 mg/1 (結合残留塩素の場合は、1.5 mg/1)以上保持するように塩素消毒をするものとする。
- 2 小水道事業者等は、水源地又は給水区域に消化器系伝染病が流行し、又は流行のおそれがあるときは、次の各号のいずれかの滅菌用薬剤を用いて、給水栓における水の遊離 残留塩素が0.2 mg/1 (結合残留塩素の場合は、1.5 mg/1)以上保持するように 消毒をするものとする。
  - (1) 液体塩素
  - (2) さらし粉
  - (3) 次亜塩素酸ソーダ
  - (4) 塩素ガス

(水源地等の保護)

第10条 小水道事業者等は、水源地、浄水場、配水池及びポンプ井にみだりに人畜が立ち入らないよう設備し、かつ、その構内は常に清潔を保持するものとする。

(立入検査等)

第11条 市長は、小水道の布設若しくは管理又は事業の適正を確保するため必要であると認めるときは、立入検査等必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。



(EII)

## 小水道事業開始届

年 月 日

(宛先) 太田市長

住 所

届出者

氏 名

法人又は組合にあっては、主たる事務所 の所在地及び名称並びに代表者の氏名

電話番号

小水道事業を開始しましたので、太田市小水道指導要綱第4条第1項の規定により 関係書類を添えて届け出ます。

小水道事業の名称	〇〇 <b>会社</b>
施設の所在地	<b>太田市</b> △△町×××-□

#### 添付書類

※ 太田市小水道指導要綱第4条第1項に掲げる書類



## 専用小水道・専用自家水道設置届

年 月 日

(EIJ)

(宛先) 太田市長

住 所

届出者

氏 名

法人又は組合にあっては、主たる事務所 の所在地及び名称並びに代表者の氏名

電話番号

専用小水道・専用自家水道を設置しましたので、太田市小水道指導要綱第4条第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

- 現の規定により関係者類を称えて無り山より。 						
専用小水道・専用自 家水道の名称						
設置者住所氏名	法人名でも可					
給 水 場 所	太田市 🗘 🗘	л××х-□				
給水対象人員		人				
給 水 量	1日平均	t /人	m³/∃			
	1日最大	t /人	m³/∃			
水源の種別及び水量 の概算	浅井戸、深井戸、湧 水などの種別を記入	t /人	m³/∃			
取 水 地 点						
浄 水 方 法	急速ろか、膜ろ過、塩	議議議菌などの浄水方法を	記入			
給水開始年月日		年   月	Ħ			
滅菌設備	型式 △△ <b>会社</b> -×>	<× 容量 OOM	基数 2			

添付書類

※ 太田市小水道指導要綱第4条第2項に掲げる書類

給水開始の日または予定日



## 小水道事業変更届

年 月 日

(宛先) 太田市長

住 所

届出者

氏 名

(EII)

法人又は組合にあっては、主たる事務所 の所在地及び名称並びに代表者の氏名

電話番号

小水道事業の用に供する施設に変更がありましたので、太田市小水道指導要綱第5条 第1項の規定により届け出ます。

小水	ば事業の名称	○○会社(事業開始届の名称)
変更	変更前	
事項	変更後	
3	変更理由	
変	更年月日	年 月 日
<b>派</b> 付:	<b>主</b> 絽	

- 1 変更事項を確認できる書類
- 2 市長が必要と認める書類

変更があった日



## 専用小水道・専用自家水道変更届

年 月 日

(宛先) 太田市長

住 所

届出者

氏 名

(EII)

法人又は組合にあっては、主たる事務所 の所在地及び名称並びに代表者の氏名

電話番号

専用小水道・専用自家水道の用に供する施設に変更がありましたので、太田市小水道指導要綱第5条第2項の規定により届け出ます。

施設の名称	○○会社△△工場(設置届の名称)
変変更前更	
事 項 変 更 後	
変 更 理 由	
変更年月日	年 月 日
添付書類	
1 変更事項を確	認できる書類 <b>変更があった日</b>

2 市長が必要と認める書類



## 小水道事業休廃止届

年 月 日

(宛先) 太田市長

住 所

届出者

氏 名

(EII)

法人又は組合にあっては、主たる事務所 の所在地及び名称並びに代表者の氏名

電話番号

どちらかに〇印

小水道事業の用に供する施設を、休止・廃止 しましたので、太田市小水道指導要綱第6条第1項の規定により届け出ます。

小水道事業の名称	○○会社(事業開始届の名称)					
休止する期間	年	月	日から	年	月	日まで
廃止した年月日	年	月	日			
休止又は廃止の区域の戸数及び人口						
休止又は廃止の理由						

#### 添付書類

※ 休止又は廃止する区域を明らかにする図面



## 専用小水道・専用自家水道休廃止届

年 月 日

(宛先) 太田市長

住 所

届出者

氏 名

(EII)

法人又は組合にあっては、主たる事務所 の所在地及び名称並びに代表者の氏名

電話番号

#### どちらかに〇印

専用小水道・専用自家水道の用に供する施設を、休止・廃止 しましたので、太田市小水道指導要綱第6条第2項の規定により届け出ます。

施設の名称	○○会社△△工場(設置届の名称)					
休止する期間	年	月	日から	年	月	日まで
廃止した年月日	年	月	日			
休止又は廃止した小 水道施設により、居住 又は飲用に必要な供 給を受けた者の数						
休止又は廃止の理由						